東日本大震災から5年余の現実:備忘録ないしは切り抜き帳(その32)

ン・ショック前夜なんで

は、

[2016年6月20日(月)]

○舛添東京都知事に振り回された2週間だった. 先日はあの日経ビジネスONLINEでさ え"「舛添狂騒曲」に終止符"との記事(http://nkbp.jp/1XYkaKR)を掲載したほど であった. 当初の「トップが二流ホテルに泊まりますか、おかしいでしょう?」や 「あのね、都知事はトップリーダーなんですよ. 公用車は動く知事室なんです…」 などと、目を剥いて記者たちを見下す様は実に腹立たしかったが、最後は頼みの綱 の自民党にも見放され、都議会との約束も放り出して無様に姿を消してしまった. 結局のところ、舛添氏が連発した"第三者の目"のいい加減さは安倍首相の"約束 "政治家は平気でウソを云う"ことを身を とは異なる新しい判断"と良い勝負で、 もって実証してくれたのは、ひとつの成果であったのかも知れない。



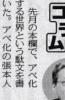
日経ビジネスオンライン(6/18)に 掲載された鶴野充茂氏のイラスト

- ○少し時間が逆戻りするが、右に掲げさせて頂い たのは、いずれも東京新聞の"本音のコラム" の切り抜きである. 日曜日担当の山口二郎氏と 水曜日担当の斎藤美奈子氏はいつも皮肉満載で, 時々引用させて頂いている. 山口氏のコラムは 上に述べた安倍首相の"約束とは異なる新しい 判断"に関するもので、この機会にオルテガ・ イ・ガセットの『大衆の反逆』についても勉強 させて頂いているところである. 一方の斎藤氏 は、かねてより民進党の岡田代表のやり方に不 満を隠せないようで、ネガティブキャンペーン だけでは勝てないことを力説しておられる. 舛 添都知事の問題にケリをつけて、参院選に余裕 を見せている安倍首相に一泡吹かせてやりたい ところであるが"慢心しきったお坊ちゃん"は 一体どこまで突っ走るつもりであろうか.
- ○次ページに引用させて頂いた,6月10日付けの東 京新聞"こちら特報部"では、チェルノブイリ 原発事故に詳しい関西学院大学の尾松亮氏が, チェルノブイリと福島第一の両原発事故を対比 させながら、福島への支援・補償のあり方につ いて分かり易く解説している. 「1986年のチェ ルノブイリ原発事故の場合には,5年後に被災 者救済のために『チェルノブイリ法』ができ、

ただけ。 やメディアにバカにされ ようとしたが、 夜という危機感を醸成し でリーマン・ショック前 なる。そこで、 うな重大な事由が必要と のためには世界恐慌のよ べ化をさらにふかしてば 消費税率の引き上げを延 期せざるを 得ない。 、進している。 参院選で勝つためには 現在の法律では延期 最後に、リーマ サミット しか

テガが

り出すという意味で、 盾を正当化する強弁を繰 心主義をさらけ出し、矛間で、臆面もなく自己中 は、サミットからの 週 慢心した坊ちゃん





民と国内メディアを新し だませないので、 外国の首脳やメディアは 言を翻し、 てだまそうというわけ い判断という言葉によっ 国民もメディアも甘 日本国

言った「慢心した坊ちゃ である。その点、安倍首 けておいてよいのか。こ ん」なのだろう。 なく年だけ取った、オル 相はしつけを受けること 度を身につけてきたはず めて謝るという大人の態 や教師に叱られながら、 言い張ったものだが、親 のころ、自分は正しいと 置きをする時である。 間違いがあれば素直に認 く見られたものである。 こんな坊やに権力を預 われわれはみな、子供 国民が厳しいお仕 『大衆の反逆』で

ず、ぬくぬく暮らしてい くない? 会保障もパ に究極の一 すよ。そういうときは、 の二択だ…。って、 ままで我慢するか。 保障)を待つか。いまの を上げて)、毛布(社会 ているようなもの。 脱いでよこせ」と要求し るのが腑に落ちない。 んですね」「おかげで社 と社会保障費に充てるっ いう発想自体がおかし る人に「毛布を買う金 みたいな話になってい 上着を渡して(消費税 だいたい消費税を上げ いるから、その上着を 一択じゃないで 寒さで腰えて ーですよ」





をやめて財源に充てよ、 税や大企業への優遇税制

と要求している共産党は

っぱり中止」、法人税減 税は先送りではなく、き もいっときゃいいのに。 予定通り実施しろ」とで

その点「消費税10%増

る。増税の延期でホッと 計をまちがいなく直撃す のよ。「増税延期は評価 権者にそっぽを向かれる 敗だ」。そんなだから有 反だ。アベノミクスの失 也代表いわく。 なくないはずだ。 胸をなで下ろした人は少 してくるんですよ。 してやるが、 実際、2%の増税は家 なのに民進党の岡田克 社会保障は

被災者保護の責任主体を国家と明記し、どこが被災地で、誰が被災者なのか、誰に対してどんな補償をする かを定めているのに対して、福島事故の場合には、いまだに被災地も被災者も定義されていない」とのこと で,さらに「チェルノブイリの場合には年間放射線量1ミリシーベルト以上の汚染地からの"移住の権利" が補償されているのに対して、福島の場合には20ミリシーベルトを目安にしており、福島県以外の線量の高 い地域は被災地とは認められておらず、移住の権利も乏しい」とのことである.このような状況のもとで、 政府はいま20ミリシーベルト以下を目安として、福島県内各地の避難指示解除を進めようとしている. その 2日後の6月12日には、居住制限区域の一部地域に初の避難解除を適用したとの新聞報道があったが、被災者 は果たして政府の云うことを信用して、すんなりと帰還に応じるだろうか、2日前の『帰還せかす政府』の 記事にあるように,「子育て世代にとっては今なお高い放射線量への不安」があるであろうし, 農業はできず、生活は確実に苦しくなる」と帰還をしり込みする人が多いのは当然ではないだろうか、前述 の尾松氏によれば、チェルノブイリの場合、旧ソ連の中央政府や学者は5ミリシーベルトの安全基準を主張 したそうで、ICRP勧告の1ミリシーベルト基準を採用したのはウクライナ議会、すなわち、地方議会からの 立法クーデターであったと云う. わが国の場合にも, 地方自治体が条例で国に対抗できれば良いのだが, ルトダウン"と云う用語すら隠したがる東京電力首脳陣や安倍政権には簡単に太刀打ちできないであろう.

加えて上着ももう一

気回復を目指す。毛布に

発想だ。暖かくなれば人

ただ、楢葉町の場合、統計上の九月に楢葉町でも解除された。 内各地の避難指示の解除を進め 人口は約七千三百人だが、暮ら **解除。六カ月後に川内村、昨年** 磁島原発事故で指定した福島県 のは六月三日時点で三百十一 田村市内の指示区域を

町職員は「子育でする若い世代十九歳以下は八人しかいない。 年間一『『公以下と示している。 間の年間積算線量二〇",||谷以 政府が示す解除の要件は「空還をためらっている」と明かす。 放射線量への不安があり帰

帰還せかす政府

困難区域にも近く、

るが、今月から来月にかけ、葛 尾村、川内村、南相側で解除 の予定、飯館村についても、政 所は今月く日、来年二月末の避 機指示解を連進した。 町村業平行数区の志賀三男区 近世が上に体をで出たごろい を終わりにしたいという意図が 金を打ち切りたいから急かすの 前にあたる。志賀さんは

り、帰っても農業はできず、 ひしひしと伝わる。農地は黒い

チェルノブイリ法の成立 ・背景に福居事故と責 引っ込む」という話だ。 ・ チェルノブイリ法の成立

島ではできないのか。 員立法により、 究されている」と語る。 現在も、その機能は重要と 経済大国ではないウクラ

受けられる」「自動車が無 万四千世帯が利用した。 **煙行されてはいない** だが、尾松さんは「それ ソ連崩壊後、独立した各

いがしろにするのなら、 自 いがしろにするのなら、 自 たという。 分たちで法律を作る」と、

支援法が役立つと説 る。だが、自治体が同法の は決して無意味ではない 根拠になる。 その際、子ども・被災者

○話題は飛躍するかも知れ

ないが、本日の東京新聞 第1面に掲載された右下

> "沖縄の「県民大会」 「怒りは限界を超えた」

と書かれた紙を掲げる参

加者たち"と題した写真 は読者に充分なインパク トを与えるものであった. 主催者発表で65,000人が

参加したとのことで、米

海兵隊軍属によって繰り 返される女性暴行殺害事

件に抗議し,沖縄に駐留す

る米海兵隊の撤退や,日米

地位協定の抜本改定を求

める決議を採択している.

このような抗議運動はこ

れまでにも何度となく繰 り返されているが,安倍

政権は米国の方ばかり気

にして、沖縄県民の気持

沖縄は一体いつまで我慢

を察しようとはしない.

すれば良いのだろうか.

村の解除は期限のちょうど一年を一八年三月までに設定。飯舘

賠償金打ち 法成立したが 地方も 国に対抗して 切 いない。 居松さんは「基準 いない。 居松さんは「基準 ŋ ブイリ法の理念の多くが反 した。支援法は「チェルノ 独自に条例「クーデタ 発事 ただ、今後の被災者保護 ただ、今後の被災者保護 で、政府や学者は五。針の 故に幕

立法クーデターの産物だっ イリ法は、地 万自治体が条例で国に対抗 た」と説明し、日本でも地 でるを得なくなる。 避難者 小避難を続けられる条例を

居住制限区域 初の避難解除



で福島県葛尾村に出ていた

域。汚染程度などにより、 では、いまだに被災地も被るかを定めた点。福島事故 地で、誰が被災者なのか、国家と明記し、どこが被災 原発周辺三十十四などの 災者も定義がない」と語る。 被災地は、九〇年の国際 一被災者保護の責任主体を その特徴を尾松さんは れたウクライナなどの地 深刻な放射能汚染に見舞

まだ被災地・被災者 定義ないま

建外ソーンと退去対象地域は原則、居住不可。退去域は原則、居住不可。退去域は原則、居住不可。退去ろい、希望すれば、条件がそろい、希望すれば、国費に

わらず被災者。 事故当時に 事者は、病気の有無にかか

E200

「収束作業の従

胎児だった住民や、事故後

避難者、同地域の住民に大の作業員、汚染地域からの

ペラルーシ

ワクライナ

מנם לן

地域」などに分類した。

れ。戻らないなら自力で移 地域の住民には『地元に戻 地域の住民には『地元に戻 の権利も乏しい。指定解除 高い区域があるが、被災地 と認められていない。移住 福島の場合、政府が被災 地として認めたのは、年間 放射線量二〇"。行を目安に した区域だけた。 尾松さん なる」。ウクライナでの被災者と に生まれた収束作業員の子

百九十六万人に上る。

な (尾松さん) だという。 は下だった子どもの甲状腺 以下だった子どもの甲状腺 という原則があるため」

れていない」

影響と証明されたら、補償状腺がんや白血病が事故の てしまう。日本では労災認

放射線量

受けられる人は大幅に減っ をチェルノブイリに適用すると、収束作業員で補償を 係は認めていない るが、原発事故との因果関と発表。多発こそ認めてい 尾松さんは 「発生した甲

世状腺がんと診断された子 甲状腺がんと診断された子 クではなく、 病気に対する する制度が、 昨年度から始 価値だ。さらに県の県民間

居住制限区域 避難指示の解除は初

への支援・補償

チェル

ノブイリ以下

のナゼ

时代の九一年、原発事故



などを定めている。フクシマとの差をどう考え法は一『背以上の汚染地からの「移住の権利」 ればよいのか。関西学院大災害復興制度研究所

尾松亮さんに聞く

原発事故による避難指示が次々と解除され

・ ラェルノブイリ事故・ ウラライのチェルノブイリ事故・ 中内ライイのチェルノブイリ 原発 4 号機が試験運転中に爆発。 欧州の 呼を含め、広範囲発・欧州の 呼を行いたれ、 200 一般が原因とうられるがんなどによる死者はより000~1900

"こちら特報部"

6月10日版より

高い帰還困難区域が残り、い。村の北東部には線量の 約三十世帯への避難指示は

はなくなる。七月十二日に

6月12日付け 東京新聞より のか、村は把握できていな りで、解除後に何人が帰る 線量が高い居住制限区域の 準備区域の二区域で、より 葛尾村は人口千四百人余

れ、同村から避難指示区域村の東部の区域が解除さ も続く。十四日には、川内 き四例目の解除。 部、昨年九月の楢葉町に続 解除に向けた動きは今後

標を掲げている。 れる。川俣町は八月、 部に残る指示を解除する目 このほか飯舘村は、来年

万一千人が暮らす区域が解 接する西側の指示は継続さ 除されるものの、 は南相馬市の南側など約一 浪江町と

四年四月の田村市都路地 現行の避難区域では二〇 同十月の川内村の一

東京新聞(6月20日第1面)より

福島·葛尾村

政府は十二日午前零時、

帰還なお不透明

葉両町はまだ具体化してい島第一が立地する大熊、双島第一が立地する大熊、双 いて解除する方針で、浪三月末に帰還困難区域を除 江、富岡両町も同区域をいて解除する方針で、 富岡両町も同区域を除 南東

「2016年6月23日(木)]

○世界7月号は『非立憲政治を終わらせるために-2016選挙の争点』を特集しているが、柄谷行人氏と大澤真 幸氏の対談"九条 もう一つの謎「憲法の無意識」の底流を巡って"は特に印象的であった。柄谷氏によれば 「憲法九条は日本人の自発的な意思によってつくられたものではありません。しかし、占領軍の押しつけに よるものだとしても、なぜ人びとはそれを従順に受け入れて、今も維持しているのでしょうか. … その理 由が、戦争への深い反省にあるとは私は考えません. … かといって、日本人が反省していないというわけ でもない. ただ, 反省はむしろ意識されないものとしてある. つまり憲法九条は"無意識"の問題なのです. "最初の欲動の断念は外部の力によって強制されたものであり,欲動の断念が初めて倫理性を生み出し, これが良心というかたちで表現され、欲動の断念をさらに求めるのである(フロイト 1924)"と同じく、まず 外部の力、すなわち占領軍に強いられた攻撃欲動の断念がある、それが倫理性を生み出し、その良心が戦争 の断念をいっそう求めるということにつながったわけです. … もう一つの謎は、なぜ憲法九条が他ならぬ 日本で実現されたのか、ということです、それは、第二次大戦とか明治維新以降の近代化の経験に由来する とは言えないと思います、戦争の放棄、あるいは武力の放棄は、日本人が第二次大戦後に初めて経験したこ とではありません、このことと結びつけて、私は、フロイトがいう死の欲動や反復強迫を、あらためて考え てみました. ある意味で, 徳川体制は, 秀吉の朝鮮侵略を頂点とする, 400年もの戦乱の時代を経て築かれた ものです、つまり"戦後"の国制です、それは250年も続いた、明治以降、再び戦乱の世となったのですが、 わずか70年で再び"戦後"になった。その意味で、第二次世界大戦後に徳川体制にもどったのです。そう見 ると、憲法九条が他ならぬ日本で定着した過程が明らかになります、したがって、謎は解けた」ということ のようで、甚だ興味深いものがある.さらに「帝国主義の最後進国であった日本が、敗戦を契機として、平 和主義の最先進国になった。これこそ二十世紀の最大のパラドックスである。… 普通の形式論理をもって すれば、勝ちはどこまでも勝ちであり、負けは負けであります.しかし歴史においては"負けるが勝ち"と いう結果になることが必ずしもめずらしくありません」という丸山眞男の言を引用して「戦後日本の占領軍 の中には、アメリカで既に実現されたものを日本にも実現するというだけでなく、アメリカにないもの、つ まりアメリカン・ユートピアを日本で実現しようとした人びとがいた、憲法九条もその一つです。では、な ぜそれがアメリカではなく日本で実現されたのか.それはアメリカが戦争に勝って、日本が負けたからです. 憲法九条は敗戦によってしか実現されなかった.その意味ではやはり"負けるが勝ち"だったのです」との 論考にも首肯できそうに思われる.それに引き換え,今回の参院選におけるテレビ討論の何と虚しいことか. もう少し紳士的な格調の高い討論を期待したいところである.

2016年6月23日 文責: 瀨尾和大